

令和8年度彦根市保育所等利用調整基準表

【計算方法】申請に係る子どもの点数は、父母それぞれの④基本点数を合算し、さらに⑤補正点数を加減したものとします。

④ 基本点数（※複数該当する場合は、最も高い点数を採用します。）							
番号	事由（父および母の状況）			父	母		
1	就労（注1） （自営業を含む）	月20日以上で1日8時間以上の就労を常態			10	10	
		月20日以上で1日6時間以上の就労を常態			9	9	
		月16日以上で1日6時間以上の就労を常態			8	8	
		月12日以上で1日6時間以上の就労を常態			7	7	
		上記以外で、月60時間以上の就労を常態			6	6	
	内職	月160時間以上の内職を常態			8	8	
2	妊娠・出産（注2）	出産予定月とその前後の各2か月（産前2か月から産後2か月。ただし、家庭の状況により最長6か月間（育児休業取得者は12か月間）まで。）				8	
3	疾病・障害	疾病	入院	10		10	
			自宅内	常時病臥、感染性	10		10
				一般療養（長期安静要）	8		8
				上記以外で保育を必要とする場合	6		6
		障害	身体障害者等級1級、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級	10		10	
身体障害者等級3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級、3級	8		8				
上記以外で保育を必要とする場合	6		6				
4	介護・看護	入院	同居の家族で病院等付き添いを常態			10	10
		自宅療養	身体障害者等級1級、2級、療育手帳A1、A2、要介護認定3～5の者の介護をする場合			10	10
			身体障害者等級3級、療育手帳B1、要介護認定1～2の者の介護をする場合			8	8
			上記以外で保育を必要とする場合			6	6
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧で保育を必要とする場合			10	10	
6	求職活動	求職活動（起業準備も含む）または保育所等入所後に求職活動をする場合 ※ハローワークカードまたは雇用保険受給資格者証などの公的機関の証明がある場合は、右記の点数に1点加算			4	4	
7	就学（職業訓練中も含む）	上記1の就労の基準に準じ、就学日数等により決定			6～10	6～10	

⑤ 補正点数			
番号	事由	点数	
1	ひとり親家庭	母子家庭および父子家庭の場合（父母のどちらかが単身赴任中の場合を含む）	+13
2	第1希望施設	第1希望施設で入所調整する場合（注3）	+5
3	乳児保育所等卒園児	乳児保育所および地域型保育事業所卒園後、継続して保育所等を利用する場合	+4
4	保育士等として勤務	認可保育所等に保育士等として勤務する場合（注4）	+3
5	生活保護世帯および生活困窮世帯	就労による収入の増加により生活保護および生活困窮状態からの脱却が見込める場合	+3
6	子どもが障害を有する場合	子どもが障害を有する場合で、配慮が必要な場合	+2
7	同居の親族の状況	同居の祖父母等が60歳未満で家庭保育可能な場合	-2

優先項目	※同じ点数の場合、以下の項目で判断し、優先度を決定します。	
1	希望先順位が高い	
2	補正点数が高い	
3	就労日数および就労時間が長い	
4	児童の保育が支援できる親族等がない	

（注1）利用申込期限までに「就労（予定）証明書」が未提出の場合は、「求職活動」と判断します。

（注2）「2. 妊娠・出産」の認定の有効期間（保育所等の利用可能期間）については、出産（予定）日から3か月以降についても、出産（予定）日から6か月、育児休業中の方は12か月の間は、保育認定「⑤その他」を準用して認定します。

（注3）第1希望施設について一律に加点して調整します。第2希望施設以降については、加点数を調整します。

（注4）認可保育所等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園をいいます。

保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資格を有する者をいいます。

※ 上記の他、育児休業のため一旦退園され、再度入園申込される場合については、考慮して調整します。

※ 上記以外の項目について審査する必要がある場合は、別途定めるものとします。

※ 兄弟姉妹のどちらかのみ保育所申請をし、どちらかは祖父母等が自宅保育される場合は、保育要件無しとみなします。